

# ワンポイント会計基準

## vol.280 「企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等の公表について 2

2023 年 5 月 2 日に企業会計基準委員会より「企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等(以下、本公開草案)が公表されました。

本公開草案は、原資産（特定された資産）の引渡しにより借手に支配が移転した使用权部分に係る資産（使用权資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用权モデルによる考えを採用しています。なお、この考えは、IFRS16 号等の国際的な会計基準の取扱いと整合するものです。

今回は、公表された内容のうち、借手の使用权資産及びリース負債、貸手のリース債権及びリース投資資産を現在価値により算定する方法で計算する上で要素な要素である「リース期間」の概要をご紹介します。

### 1. 借手のリース期間

借手は、借手のリース期間について、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の(1)及び(2)の両方の期間を加えて決定することが提案されています。

- (1)借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間
- (2)借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

なお、借手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該権利は借手が利用可能なオプションとして、借手は借手のリース期間を決定するにあたってこれを考慮し、貸手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該期間は、借手の解約不能期間に含まれることが提案されています。(本公開草案の会計基準案 29 項)。

また、借手は、借手が延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを判定するにあたって、経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮することが提案されています。

経済的インセンティブを生じさせる要因の例示は以下の通りです（本公開草案の会計基準案の適用指針案 15 項）。

- ア：延長又は解約オプションの対象期間に係る契約条件（リース料、違約金、残価保証、購入オプションなど）
- イ：大幅な賃借設備の改良の有無
- ウ：リースの解約に関連して生じるコスト
- エ：企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- オ：延長又は解約オプションの行使条件

## 2. 貸手のリース期間

貸手は、貸手のリース期間について、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、リースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定することが提案されています（本公開草案の会計基準案 30 項）。

以上